

吹田市地域生活支援事業実施規則現行・改正対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び <u>第3項</u> 並びに第78条第1項に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び <u>第5項</u> 並びに第78条第1項に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
(地域生活支援事業の種類) 第3条 市長は、法第77条第1項及び <u>第3項</u> に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) ----- 略 ----- (13) } (14) その他市長が必要と認める事業 2 } ----- 略 ----- 4 }	(地域生活支援事業の種類) 第3条 市長は、法第77条第1項及び <u>第5項</u> に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) ----- 略 ----- (13) } (14) <u>重度障害者等就労支援特別事業</u> (15) その他市長が必要と認める事業 2 } ----- 略 ----- 4 }
(費用負担) 第8条 利用決定者は、次に掲げる地域生活支援事業を利用する場合は、市長が別に定めるところにより算定した費用の額を負担しなければならない。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条の規定の例により利用決定者の区分を認定した場合において、同条第4号に該当することとなる者については、この限りでない。	(費用負担) 第8条 利用決定者は、次に掲げる地域生活支援事業を利用する場合は、市長が別に定めるところにより算定した費用の額を負担しなければならない。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条の規定の例により利用決定者の区分を認定した場合において、同条第4号に該当することとなる者については、この限りでない。

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(1) ↓ (4) 2 -----略----- -----略-----	(1) ↓ (4) 2 -----略----- <u>(5) 重度障害者等就労支援特別事業</u> -----略-----